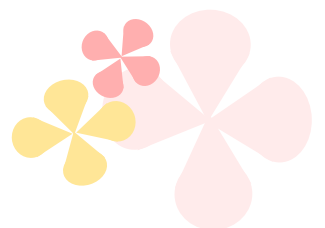


東大阪市
子どもの未来応援プラン
～未来への道しるべ～



平成30年3月

東大阪市



※この計画の策定時点（平成30年3月）で平成31年以降の元号が定まっていないため、平成31年度以降も便宜上「平成」と表記しています。

1 計画策定の趣旨と背景

今、「子どもの貧困」という言葉が社会の中でクローズアップされています。子どもの貧困とは、相対的貧困の状態暮らし 17 歳以下の子どもの生活状況を指しています。厚生労働省「国民生活基礎調査」によると子どもの相対的貧困率は 1990 年代半ば頃からおおむね上昇傾向で、平成 24（2012）年には 16.3%となっており、日本の子どもの約 6 人に 1 人が貧困状態にあります。平成 28（2016）年の国民生活基礎調査では子どもの貧困率は 13.9%に改善しましたが、この時点においても OECD（経済協力開発機構）が 2010 年にまとめた子どもの貧困率の平均（13.3%）を上回っており、わが国の子どもの貧困は依然として深刻です。このことを受けて、国は平成 26 年（2014 年）1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年 8 月には子どもの貧困対策を総合的に推進するために「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。

子どもの生まれ育った家庭や環境は、子どもの生活や成長にさまざまな影響を及ぼします。子どもの学力や、特技、趣味や嗜好は一人ひとり異なりますが、それらが個性として尊重され、一人ひとりの将来の夢や希望の実現に向けて自分の可能性を信じ、前向きに未来を切り開いていく力を身につけるために、すべての子どもに等しく教育の機会が開かれていることが大切です。しかし、現実には生まれ育った家庭の事情等により進学を諦めたり、学習の継続が困難になる子どもがいます。そして、十分な教育の機会を得られなかったことにより、希望どおりの就職ができず、大人になってからも少ない所得で生計を立てざるをえなくなる場合があります。このように、子どもが生まれ育った家庭の経済状況を背景として、大人になってからも子どもにその貧困状況が続いていくことを「貧困の連鎖」と呼んでいます。

本市の将来都市像「夢と活力あふれる元気都市・東大阪」の実現を図るため、「子どもの貧困」をめぐる諸課題に真摯に向き合い、子どもたちが安全に安心して健やかに成長していけるように、子どもの生育環境の整備や教育を受ける機会の均等、保護者への就労支援等の総合的な推進を図る「東大阪市子どもの未来応援プラン」を策定します。

2 計画の位置づけ

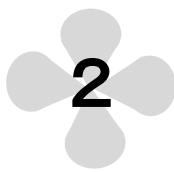
- 本市における子どもの貧困対策を総合的、計画的に推進するための指針となるものです。
- 平成 26 年 1 月に施行した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき策定するものです。
- 「東大阪市第 2 次総合計画後期基本計画」を実現するための分野別計画のひとつであり、「東大阪市子ども・子育て支援事業計画」「東大阪市第 4 期地域福祉計画」「第 3 次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」等の各計画と整合性を図りながら策定するものです。今後、計画の推進にあたっては、これらの関連計画との連携を図って推進していきます。

3 計画の対象

18 歳未満の子どもとその保護者を対象としています。

4 計画の期間

平成 30 年度を初年度とし、平成 34 年度を目標年度とする 5 年間の計画です。ただし、子どもの貧困対策に係る国の方針や社会経済状況等の変動により、必要に応じて見直しを行う場合があります。



2

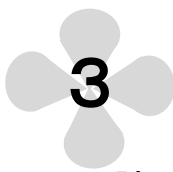
子どもの生活に関する現状と課題

この計画の策定にあたって、子どもの生活実態と子どもたちが置かれている状況を把握するため、小学校5年生、中学校2年生、16・17歳とその保護者の方を対象にアンケート調査を実施しました。調査結果から子どもの生活や学習、保護者の生活や経済状況、社会とのつながり、子どもの居場所についての考え等について、さまざまな現状が見えてきました。主な調査結果は以下の表のとおりとなっています。

表 主な調査結果

指標		東大阪市	
1	学力に課題のある子どもの状況	学校の勉強が「わからない」と「ほとんどわからない」の割合	小学生 1.8% 中学生 7.5%
		学校の授業以外の勉強をまったくしない割合	小学生 4.9% 中学生 9.3%
2	朝食欠食児童・生徒の割合	小学生 2.0% 中学生 3.2%	
3	相談相手が欲しいひとり親の割合	①25.8%	
	①心配事等を聞いてくれる人がいない	②32.4%	
	②子どもとの関わりで助言してくれる人がいない	③母子 5.0% 父子 2.8%	
4	③困ったときに相談相手がいない割合		
4	必要な頼れる相手がいない人の割合（相談できる人がいない）	2.1%	
5	ひとり親の正職・職員率（正規職員の比率）	母子 30.2% 父子 91.7%	
6	養育費を受けとっていない子どもの割合	76.3%	
7	困窮度Ⅰ世帯で、子どもへの経済的な理由による経験にて、「子どもを医療機関に受診させることができなかった」と回答した割合	4.2%	
8	困窮度Ⅰ世帯で、経済的な理由による経験にて、ライフライン・生活面での経験をした割合	国保料の遅滞	18.9%
		電気・ガス・水道の停止	5.3%
		医療機関を受診できなかった	7.4%
9	困窮度Ⅰ世帯で、困ったときに相談相手・相談先で公的機関や役所の相談員を選択した割合	3.2%	
10	自己効力感や自己肯定感	①小学生 23.3% 中学生 14.2%	
	①自分に自信がある	②小学生 24.5% 中学生 24.2%	
	②自分の考えをはっきり相手に伝えることができる	③小学生 46.1% 中学生 23.8%	
	③大人は信用できる	④小学生 65.1% 中学生 37.0%	
	④自分の将来の夢や目標を持っている	⑤小学生 59.7% 中学生 51.2%	
	⑤将来のためにも、今、頑張りたいと思う	⑥小学生 82.1% 中学生 83.3%	
11	⑥将来、働きたいと思う		
11	地域で支えられていると感じる人の割合	56.1%	
12	放課後に誰と過ごしているかとの回答で「ひとりですごす」と回答した割合	小学生 18.2% 中学生 17.1%	

※調査結果の詳細は、本市のウェブサイトで公開しています。



3 計画の考え方

1 計画の基本理念

すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できるまち

明日の日本を支えていくのは今を生きる子どもたちです。すべての子どもたちが持てる力を最大限に発揮できるようにするためには、子どもたちが有する「生きる」「守られる」「育つ」「参加する」権利を尊重し、これらの権利が保障されるように環境整備や支援をしていく必要があります。私たちは、本市で暮らすすべての子どもたちが自分の可能性を信じて将来の夢や希望の実現に向かって前向きに挑戦し、未来を切り開いていけるように、さまざまな子ども・子育て支援施策を展開してきました。

しかし、現実には生まれ育った環境が子どもたちに及ぼす影響は大きく、家庭の経済状況等によって進学を諦めざるをえなかったり、学習の継続が困難になる子どもがいます。そのような子どもたちは大人になっても貧困状況に置かれることがあることから、子どもが生まれ育った家庭の生活状況が大人になってからの生活にも影響を及ぼすことを「貧困の連鎖」と呼んでいます。

子どもの貧困対策は第一に子どもに視点を置き、その生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に即して切れ目のない施策を実施していく必要があります。同時に、子どもの貧困の背景には生まれ育った家庭の事情や保護者の就労状況があることから、子どものみならずその保護者の生活や就労を支援していく視点も必要です。

本市は、子どもの基本的人権を尊重し、すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく等しく教育を受ける機会が保障され、夢と希望をもって自らの未来を切り拓いていける社会、また、すべての家庭が生き生きと安心して子どもを育てることができる社会の実現を目指します。



2 基本的な姿勢

(1) 東大阪市全体での取組へ

子どもの貧困は、生活のあらゆる場面にその影響を及ぼすことから、子どもの成長を長期的な視野で包括的に支援する体制を築くために教育、保育、経済、保健、医療、食育等さまざまな分野が連携し、一体的に対策に取り組むことが大切です。すべての子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく自分の将来に希望を持てる地域社会の実現に向けて、東大阪市全体で子どもの成長を支援します。また、関係部局が横断的・総合的に連携しながら施策を展開することにより、困りごとや悩みごとがある人を早期に適切な支援につないでいく「つなぐ支援」を推進します。

(2) 今、そこにある子どもの貧困へ向きあう

貧困状況にあるかどうかは外見からは見分けがつかない場合もあり、子どもや親子と関わる人々や機関が、日常の会話やちょっとした変化等から困難を抱えている家庭の存在に気づき、必要な支援につなげていくことが大切です。また、子どもの貧困は、子どもの健康を脅かしたり、いじめや虐待につながったりするなど、喫緊の対応が求められる場合があります。支援が必要な子どもの存在にいち早く気づき、早期かつきめ細かな支援を行うために、各相談窓口が連携し、必要な支援につなげることができるように取り組めます。

(3) 貧困の予防・世代間連鎖の解消

子どもの貧困は、貧困の連鎖によって大人になってからも引き継がれる場合があります。今、貧困の状態にある子どもたちが大人になってもその状態を抜け出せない状況を生み出さないように、長期的な視野に立ち子どもたちのライフステージに沿って切れ目のない支援を行います。

また、すべての子どもたちが、大人になった時に貧困の状態に陥らないようにすることが大切です。すべての子どもたちが希望する教育を受けることができたり、職業観や就労意欲を育む環境を整備することによって、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、将来に希望を持ってそれぞれの夢に挑戦することができ前向きに成長していけるように、教育の支援やキャリア教育の充実に取り組みます。

(4) 市民参加型による支援へ向けた意識の醸成

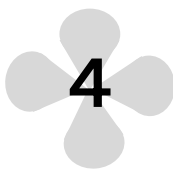
支援が必要な子どもたちの早期発見、早期対応には地域との連携が必要です。また、子どもたちやその保護者が支援の前後においても孤立しないように、地域のボランティアやNPO、事業所等にも参加いただき、支援につながる前の見守りや支援後のアフターフォローも含めて全市的な取組として実施することが必要です。市民への研修、普及・啓発を通じ、子どもたちが置かれている実態や必要な制度の周知等を行うことで、意識の醸成による市民参加型の支援を目指します。

3 施策体系（具体的な取組）

基本理念の実現に向けた具体的な取組として、子供の貧困大綱にある重点的支援方針に沿ってさまざまな施策・事業を体系化し、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」を柱として推進します。

すべての子どもたちが夢と希望を持って
成長できるまち

施策の方向性	主な施策内容
(1) 教育の支援 ～まなびを応援～	①学校等での子どもへの支援 ②就学支援の充実 ③大学進学等に対する教育機会の提供 ④生活困窮世帯への学習支援 ⑤その他の教育支援
(2) 生活の支援 ～くらしを応援～	①保護者の生活支援 ②子どもの生活支援 ③関係機関が連携した包括的な支援体制の整備 ④妊娠期から切れ目のない支援 ⑤住宅の支援 ⑥相談機能の充実 ⑦子どもの居場所づくり（居場所づくりによる支援）
(3) 保護者に対する就労の支援 ～家族の応援～	①保護者に対する就労の支援
(4) 経済的支援	①経済的支援



4

具体的な取組

【施策の方向1】教育の支援 ～まなびを応援～

- 教育は子どもたちの好奇心を育て子どもたちの可能性を広げるとともに、社会に羽ばたく準備をするための大切な過程です。貧困の責任は子どもにはなく、経済的な事情等により子どもが就学や進学を諦めることがなく、すべての子どもたちに等しく教育の機会が開かれるように、教育の支援に取り組みます。
- 悩みごとや困りごとを抱える子どもたちや保護者が相談できる仕組みとして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置や相談窓口の周知を行います。

①学校等での子どもへの支援

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ○学びのトライアル事業 | ○教育支援センター事業 |
| ○スクールカウンセラーの配置 | ○教育相談・発達相談（教育センター） |
| ○スクールソーシャルワーカーの配置 | ○家庭文庫育成事業 |
| ○スクールサポーターの配置 | ○留守家庭児童育成事業 |
| ○不登校総合対策事業 | |



②就学支援の充実

- | | |
|-------------|----------------------|
| ○幼稚園就園奨励費補助 | ○東大阪市特別支援教育就学奨励費 |
| ○保育料減免 | ○東大阪市立障害児者支援センター レピラ |
| ○就学援助制度 | |

③大学進学等に対する教育機会の提供

- | | |
|------------|----------------|
| ○東大阪市奨学金制度 | ○母子父子寡婦福祉資金の貸付 |
|------------|----------------|

④生活困窮世帯への学習支援

- 生活困窮者自立支援事業（学習等支援事業）



⑤その他の教育支援

- | | |
|----------------|----------------------|
| ○早寝・早起き・朝ごはん運動 | ○インターンシップ体験活動 |
| ○ブックスタート事業 | ○小中学校における体験学習（職業体験等） |
| ○キャリア教育推進事業 | |



【施策の方向2】生活の支援 ～くらしを応援～

- 子どもの貧困を防ぐためには、子ども本人はもとより、保護者を含め、家庭全体を自立に向けて包括的に支援する必要があります。悩みごとや困りごとを抱える家庭が社会体に孤立することがないように、気軽に相談できる場を設置し、子どもや保護者が社会と繋がるきっかけづくりを進めます。
- 働きたくても働けなかったり、生活に困難等がある家庭には生活困窮者自立支援制度や生活保護制度等によって生活の基盤づくりを支援し、自立を支援します。
- 子どもたちや保護者が安心して生活できるように、子育てに関する情報提供や養育についての相談、助言を行います。
- 家庭での家事や育児、精神面、身体面の悩みについて相談を行い、生活に困難が生じている場合にはスムーズに対応できるように各関係機関で連携し、相談窓口をつなぐ仕組みを構築します。
- 困難な状況にある子どもたちが社会的に孤立することがないように、地域のボランティアやNPO、事業所等と協力し、子どもたちが安心してのびのびと過ごすことができる居場所の設置を促します。そして、子どもたちの発想や思いが大切にされるように、居場所づくりの支援のあり方を検討し、ネットワークづくりを行います。



①保護者の生活支援

- 生活保護制度
- 生活困窮者自立支援制度
- がん検診・成人歯科健診事業
- 育児支援すくすく事業
- 地域子育て応援団事業
- 保育所地域活動事業
- 子育て短期支援事業
(ショートステイ、トワイライトステイ)
- 子育てサークルへの支援
- 地域子育て支援拠点事業

②子どもの生活支援

- ひきこもり等子ども・若者支援事業

③関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

- 小地域ネットワーク事業
- 地域における相談機能の充実
- 母子・父子自立支援員による相談活動
- 地域や関係機関、団体との連携した取組の推進 (愛ガード運動推進事業)
- コミュニティソーシャルワーカーの配置
- 児童虐待防止事業
(東大阪市要保護児童対策地域協議会)

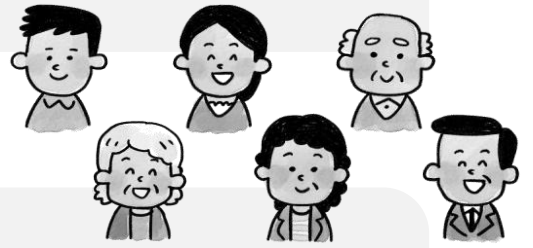
④妊娠期からの切れ目のない支援

- 保健師家庭訪問事業
- 妊婦健康診査・妊婦歯科健診・産後健診
- 乳児一般・後期健康診査
- 乳幼児家庭全戸訪問事業
- 乳幼児(4か月・1歳半・3歳半)健康診査
- 児童虐待発生予防システム構築事業
- 子育て支援電話相談事業
- 養育支援訪問事業
- ティーンズママの会



⑤住宅の支援

- 市営住宅整備事業
- 住宅確保給付金制度（生活困窮者自立支援制度）



⑥相談機能の充実

- すこやかテレホン事業
- 児童家庭相談事業
- 児童相談事業（学校生活等に関する相談）
- 東大阪市立男女共同参画センター・イコーラム（相談事業）
- DV対策事業

⑦子どもの居場所づくり（居場所づくりによる支援）

- 子どもの居場所づくり支援事業



【施策の方向3】保護者に対する就労の支援 ～家族の応援～

- 主にひとり親家庭や生活保護を受給している家庭を対象に、就業を軸とした自立支援を行います。

①保護者に対する就労の支援

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業
- ワークサポート事業
- 母子・父子家庭自立支援給付金事業
- 就活ファクトリー東大阪の設置
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業

【施策の方向4】経済的支援

- 経済的な安定は日々のくらしの安心感をもたらすとともに、子どもの学びを支え将来について前向きな見通しを持つためにも重要です。主にひとり親家庭や生活保護制度を受給している家庭を対象に経済的な支援を行い、子どもたちの未来が家庭の経済状況によって左右されることのないように支援します。

①経済的支援

- 母子福祉資金、父子福祉資金の貸付
- 児童手当事業
- 子ども医療費助成事業
- 児童扶養手当事業
- ひとり親家庭医療費の助成



5

計画の推進に向けて

1 本市各部局の連携

この計画は本市における子どもたちや子育て家庭の貧困対策の指針となるものであり、推進にあたっては東大阪市全体で取り組み、本市の各部局が横断的・総合的に連携して施策を実施し、情報の共有に努めます。

2 関係機関・団体等との連携

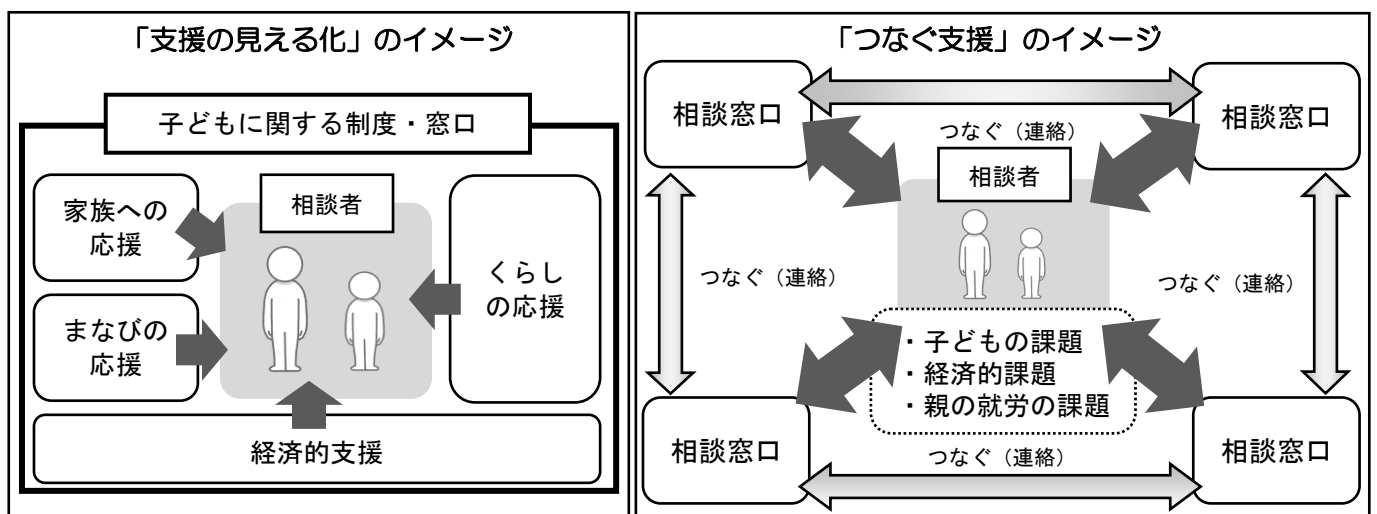
民生委員・児童委員・主任児童委員・母子福祉推進委員等をはじめ、東大阪市社会福祉協議会、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校、子育て支援センター等の関係機関や、地域における福祉の関係者や事業者との連携を強化し、この計画を推進します。また、子どもや子育て家庭の貧困対策については、東大阪市の実情に応じた支援が必要になるとともに、広域的な支援を実施していく必要があるため、大阪府およびその他関係機関との連携も行っていきます。

3 「支援の見える化」と「つなぐ支援の強化」

本市では子ども・子育てに関するさまざまな事業に取り組んでいますが、どのような支援がどこで受けられるのかを市民が把握することは大変なことです。本市の取組事業を一覧化してウェブサイトで紹介したり、相談窓口・支援制度をわかりやすいパンフレットにまとめて配布したりするなど、「支援の見える化」を図ります。

また、支援を必要とする市民の相談は各部局の相談窓口で対応していますが、相談を受けた窓口が複合的な課題を把握し、課題へ適切に対応することが求められています。必要な支援へ「つなぐ支援」の仕組みにより、ニーズに適した支援の提供を目指します。

図 「支援の見える化」と「つなぐ支援の強化」



4 子どもの成長に応じた支援の提供

すべての子どもたちの権利が守られ、一人ひとりの意欲や主体性が尊重されながら本市で健やかにのびのびと成長していけるように支援していく必要があります。就学前、小学校期、中学校期、中学校卒業以降と子どもたちが成長していく過程において、さまざまな体験活動や地域活動等への参加を通じて、地域の子も同士や大人とふれあい、絆を深め、自己有用感・自己肯定感や本市で暮らす喜びを感じられるように、子どもたちのライフステージに応じた長期的な切れ目のない支援を行います。

図 子どもたちのライフステージに応じた支援のイメージ

妊娠～就学前	小学校期	中学校期	中学校卒業以降
育児支援すくすく教室事業	留守家庭児童育成事業		インターンシップ体験活動
保育所地域活動事業	すこやかテレホン事業		ひきこもり等子ども・若者支援事業
子育て短期支援事業(ショートステイ)	小中学校における体験学習(職場体験等)		
子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	学びのトライアル事業		
子育てサークルへの支援	スクールカウンセラーの配置		
地域子育て支援センター事業	スクールソーシャルワーカーの配置		
つどいの広場事業	不登校総合対策事業		
乳幼児家庭全戸訪問事業	教育支援センター事業		
地域子育て応援団事業	教育相談・発達相談(教育センター)		
ティーンズママの会	就学援助制度		
幼稚園就園奨励費補助	東大阪市特別支援教育就学奨励費		
保育料減免	愛ガード運動推進事業		
乳幼児(4ヶ月・1歳半・3歳半)健康診査		学習支援事業	
ブックスタート事業		キャリア教育推進事業	
乳児一般・後期健康診査		東大阪市奨学金制度	
妊婦健康診査・妊婦歯科健診・産後健診		母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	
保健師家庭訪問事業	児童相談事業(学校生活等に関する相談)		
	スクールサポーターの配置		
	子ども医療費助成事業		
	早寝・早起き・朝ごはん運動		
	東大阪市立障害児者支援センター レビラ		
	子育て支援電話相談事業		
	児童家庭相談事業		
	児童手当事業		
	児童扶養手当事業		
	ひとり親家庭医療費の助成		

5 計画の普及・啓発活動

この計画の推進にあたっては、広報紙をはじめ、さまざまな媒体や機会を活用し、計画内容の広報・啓発に努めます。また、各支援制度を一覧化することで支援の見える化を図り、制度の周知を徹底することで、着実な支援の実施を目指します。

また、子どもの貧困対策に関わる国の方針や、社会経済状況等の変動により本市の取り組む事業が変わる可能性があります。毎年、事業の確認を行うとともに、修正・加筆し、ウェブサイト公開することで、計画期間中もタイムリーな情報を市民と共有できるように、適時発信していきます。

6 子どもの生活実態に関する調査研究等

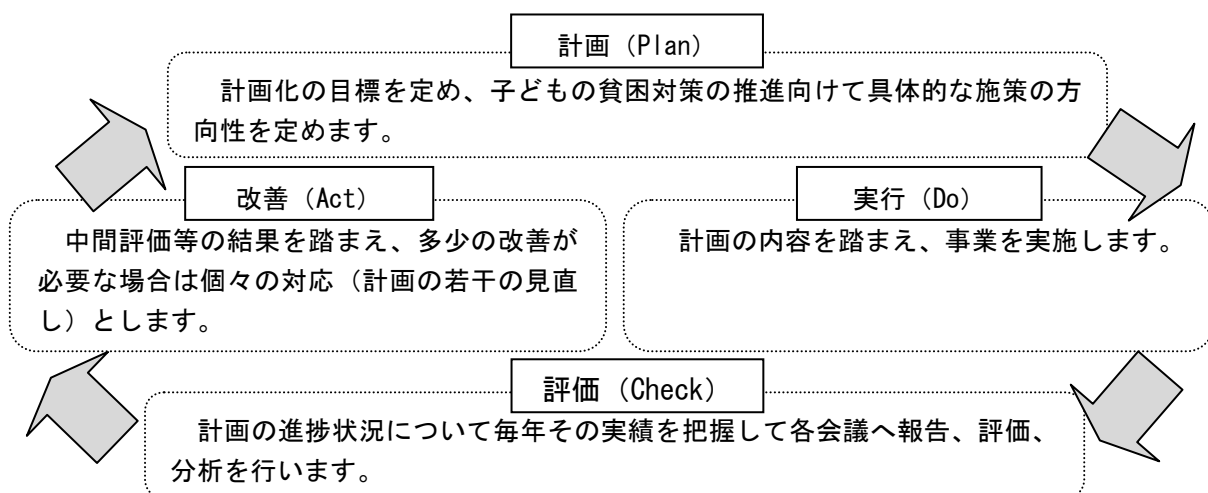
子どもたちが置かれている状況を、子どもの貧困の視点だけでなく、さまざまな視点で分析するための調査研究を継続して実施します。

7 子どもの居場所づくり

子どもたちは家族や友人、地域の人々の関わりの中で自己有用感・自己肯定感を育てています。また、子どもたちが自分の思いを表現し周囲から認められる経験を重ねていくことで、自らを大切に自由いきいきと過ごすことができます。一方で、放課後をひとりで過ごす子どもや休日に親と過ごす時間が短い子どももいることから、子どもたちが社会的に孤立することがないように、地域のボランティアやNPO、事業所等と協力し、子どもが安心してのびのびと過ごすことができる居場所づくりが必要です。そして、子どもたちの発想や思いが大切にされるように、本市では居場所づくりの支援のあり方を検討し、ネットワークを構築していきます。

8 計画の進行管理

「PDCA」の観点から計画に定めた施策についての進捗状況の把握、計画の進行管理を行います。毎年、全庁的な進捗状況を確認し、「東大阪市社会福祉審議会」に報告するとともに市民に対しても公表していきます。



9 計画の効果的な運用

今後の社会経済状況の変化や国における関係法令の改正をはじめとした、子どもの貧困に関する施策の見直し等により、この計画の取組が変わることも予想されます。

施策の展開に際しては、これらの状況の変化も踏まえながら、本計画が可能な限り着実に推進するように努めるとともに、新たな制度に対しても積極的に取り組むなど、的確かつ柔軟に対応していきます。

計画で使用している言葉

- 相対的貧困率：厚生労働省が実施する国民生活基礎調査においては、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない人の割合を表しています。
- 貧困線：等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいい、この算出方法は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づくものとなっています（なお、ユニセフの報告書では、等価可処分所得の60%を採用しています）。
- 困窮度：本計画の策定にあたって実施した「子どもの生活に関する実態調査」において、得られた回答を基に等価可処分所得の中央値の50%未満の層を「困窮度Ⅰ」、50%以上60%未満の層を「困窮度Ⅱ」、60%以上中央値未満の層を「困窮度Ⅲ」、中央値以上を「中央値以上」の4つの層に分類し調査結果を分析しました。
- 「生きる」「守られる」「育つ」「参加する」権利：「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」（1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効。日本は1994年に批准。）に定められた子どもの権利のことです。
- 子供の貧困対策に関する大綱：国が、平成26年（2014年）1月に施行した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進するために同年8月に策定したものです。
- PDCAサイクル：さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善等に広く利用されているマネジメント手法であり、PDCAとは「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（評価）」、「Act（改善）」のそれぞれの頭文字を示しています。業務の遂行にあたり、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへと繋げていく過程が、計画の質を高めていくうえで重要となります。



東大阪市子どもの未来応援プラン～未来への道しるべ～（概要版）

発行日 平成30年3月

発行 東大阪市子どもすこやか部子ども家庭課

〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1-1

TEL 06-4309-3194

FAX 06-4309-3817

E-mail:kodomokatei@city.higashiosaka.lg.jp